

【共通】宿泊約款

（適用範囲）

- 第1条 株式会社マイナビ（以下「当社」という）の運営する宿泊施設（以下「当館」という）が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- （1）宿泊者名、住所および連絡先
 - （2）宿泊日および到着予定時刻
 - （3）その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当館は、当該申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 宿泊客は、前項の規定により宿泊契約が成立した場合において、当館が定める申込金があるときは、当該申込金を当館が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 前項に定める申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、宿泊客によって契約が解除された場合および宿泊客の故意または過失によって当館に損害が生じたときは、キャンセル料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、宿泊料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（宿泊契約締結の拒否）

- 第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- （1）宿泊の申し込みが、本約款によらない場合
 - （2）満室または満員により客室の余裕がない場合
 - （3）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合
 - （4）宿泊しようとする者が、次のイからハの一に該当すると認められる場合

- イ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という）
 - ロ 法人かつその役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であるもの
 - ハ 法人かつその親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）または業務を再委託する第三者が前二号のいずれかに該当するもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客および近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者である場合
- (7) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し次のイからへの一に該当した場合
- イ 当館に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または当館の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
 - ロ 偽計または威力を用いて当館の業務を妨害すること
 - ハ 当館に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - ニ 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること
 - ホ 自ら、または法人においてはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - ヘ 法人においては、親会社、子会社または業務を再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対して合理的な範囲を超える負担を求めた場合（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項または第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合を除く）
- (9) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返した場合
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合
- (11) 当館が所在する都道府県における旅館業法施行条例の規定に該当する場合

（宿泊客の契約解除権）

第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客が自己の責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合におけるキャンセル料の支払義務について、宿泊客に対して告知している場合、別途規定するキャンセル料を申し受けます。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで、当館が指定した時刻（到着予定時刻があらかじめ明示されている場合は、当該時刻を当館が指定した時間数経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第6条 当館は、次の各号の一に該当する場合において、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が第4条各号の一に該当することが発覚した場合
- (2) 宿泊客が本約款、当館の定める利用規則その他の規定にしたがわない場合
- (3) 第2条第1項および第7条各号に定める事項の登録がなされない場合、または虚偽の事項が登録された場合

- 2 当館は、前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、当該解除が当館の責めに帰すべき事由にあることが明白な場合を除き、宿泊客に対して宿泊料金を返還しないものとします。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所、職業、年齢および宿泊場所
- (2) 日本国内に住所を有しない者にあつては、国籍および旅券番号
- (3) 出発日および出発予定日
- (4) その他当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間、およびチェックイン・チェックアウトの時間は、宿泊施設ごとに定めるものとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の定めにかかわらず宿泊客による時間外の客室の使用に応じる場合、追加料金を申し受けることがあります。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、別途当館が利用規則を定める場合、これにしたがっていただきます。

(営業時間)

第10条 当館の主な施設等およびその営業時間は、別途 Web サイト等でご案内いたします。

- 2 前項に定める営業時間は、臨時変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。また、宿泊客との事前の調整により変更する場合があります。

(宿泊料金の支払い)

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳および支払方法は、宿泊施設ごとに定めるものとします。

- 2 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は発生するものとします。

（宿泊客の責任）

- 第12条 宿泊客は、故意または過失により当館または第三者（他の宿泊者を含む。以下同じ）に損害を与えた場合、その損害を賠償していただきます。
- 2 宿泊客は、宿泊中に第三者との間に生じた紛争、損害等について、自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、当館は一切の責任を負わず、介入しないものとします。
 - 3 宿泊契約の申込みが法人または団体により行われた場合、当該法人または団体は、各宿泊者に本約款の内容を遵守させるものとし、各宿泊者の行為につき連帯して責任を負うものとします。

（当館の責任）

- 第13条 当館は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行または不履行により宿泊客に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、当該損害が当館の責めに帰すべき事由によるものでない場合は、この限りではありません。

（契約した客室の提供ができない場合の取扱い）

- 第14条 宿泊客は、当社の運営する宿泊施設には廃校または古民家を活用しているものが含まれており、その特性を踏まえた宿泊客の安全確保のため、当館が第4条第10号に基づいて宿泊契約の締結を拒否し、または宿泊契約の成立後、契約した客室が提供できなくなることがあることをあらかじめ了解するものとします。
- 2 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できない場合（前項の事由による場合を含むがこれに限られない）、宿泊客の了解を得て、可能な限り宿泊日の変更の調整を行うものとします。
 - 3 当館は、前項の規定にかかわらず宿泊日の変更ができない場合、当館の故意または重大な過失に起因して宿泊客に契約した客室を提供できないことが明白である場合に限り、キャンセル料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に相当充当します。

（寄託物等の取扱い）

- 第15条 当館では、寄託物の取扱いを行っておりません。宿泊客は、当館内に持ち込んだ物品、現金ならびに貴重品の管理を自己の責任で行うものとし、紛失、盗難等が発生した場合であっても、当館は一切の責任を負いかねます。

（手荷物または携帯品の保管）

- 第16条 当館は、宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合、当該手荷物をその到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 当館は、宿泊の前後にかかわらず、宿泊客の現金および貴重品のお預かりおよび保管はできません。
 - 3 当館は、宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品（客室の金庫等

に保管されている物品を含む）が当館に置き忘れられていた場合、発見日を含めて1ヵ月間当館にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分するものとします。

（客室の管理）

第17条 客室の施設管理（客室からの外出時および就寝時を含む）は、宿泊客の責任において行うものとします。

（駐車責任）

第18条 当館は、駐車場を設置している場合であって宿泊客がこれを利用する場合であっても、あくまでも駐車のための場所を宿泊客に対して貸与するものであって、車両の管理について一切の責任を負わないものとします。ただし、当館は、駐車場の管理にあたり当館の故意または重大な過失に起因することが明白な事由により宿泊客に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

（約款の変更）

第19条 当社は、次の各号に定める場合、宿泊客の同意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。

（1）本約款の変更が、宿泊客の一般の利益に適合する場合。

（2）本約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合。

2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の30日前までに本約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を宿泊客に対して通知するものとします。

（分離条項）

第20条 本約款の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

（準拠法および合意管轄）

第21条 本約款は日本法を準拠法とし、本約款に関わる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2025年2月7日 制定

2025年11月10日 改定